

養育費等に関する申告書

記入例

○前年(1月から12月までの1年間)に受け取った養育費について、裏面の記入要領を参考に記入してください。

○養育費を受け取っていない方は、合計欄に0円と記入してください。

養育費を受け取っており、前夫または前妻が2名以上である場合のみ記入。

養育費を支払った者

島根 太郎

受取人

母又は父・児童

養育費として受け取った額(令和6年分)

1月	10,000 円	7月	10,000 円
2月	10,000 円	8月	円
3月	10,000 円	9月	20,000 円
4月	円	10月	円
5月	10,000 円	11月	円
6月	30,000 円	12月	円

R6.1～R6.12までに受け取った養育費の小計額を記入。受取なしの場合は0円と記入。

小計	100,000 円
----	-----------

養育費を受け取っており、前夫または前妻が2名以上である場合のみ記入。

養育費を支払った者

島根 太郎

受取人

母又は父・児童

養育費として受け取った額(令和6年分)

1月	円	7月	円
2月	円	8月	円
3月	円	9月	円
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円

R6.1～R6.12までに受け取った養育費の小計額を記入。受取なしの場合は0円と記入。

小計	0 円
----	-----

母又は父・児童のそれぞれの合計を記入。受取なしの場合は0円と記入。

合計	母又は父	100,000 円
	児童	0 円

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 8 月 1 日

記入日を記入。

氏 名

益田 花子

受給資格者の氏名を記入。

※氏名欄には、署名又は記名押印をしてください。

養育費等に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

・ この申告書は、前年に前夫又は前妻（児童扶養手当の支給対象となっている児童の父又は母。以下同じ。）から養育費を受け取っているかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

・ 前夫又は前妻から前年（1月から12月までの1年間をいいます。ただし、1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）に、受給者又は児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入してください。

・ 児童扶養手当法施行令第3条により、養育費は児童扶養手当制度における所得となりますので、正確に申告してください。

・ 養育費として含まれるのは、具体的には以下に定めるものです。

(1)「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ①児童扶養手当受給資格者が監護している児童の母又は父が払ったものであること。
- ②受取った者が父又は母、もしくは児童（その代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- ③支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。
- ④支払方法が手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、銀行口座（父又は母、もしくは児童名義）への振込みであること。
- ⑤「養育費」「仕送り」「生活費」「自宅などローンの肩代わり」「家賃」「光熱費」「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

(2)次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ①児童扶養手当受給資格者が監護している児童の母又は父以外から支払われたもの
- ②父又は母、もしくは児童以外の者が受け取っている場合
- ③支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
- ④支払方法が、父又は母、もしくは児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑤「慰謝料」「財産分与」として支払われる場合

(注) 1. 受給者が未婚の母である場合

父が児童を認知しており、かつ、上記(1)に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2. 自分の子だけでなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記(1)に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

◎養育費がどうかわからない場合にはお問い合わせください。

・ 前夫又は前妻が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入し、「養育費を支払った者」欄にその者の名前等を記入してください。前夫又は前妻が1人の場合には、「養育費を支払った者」欄は空欄で結構です。

・ 次の例を参考に記入してください。

養育費を支払った者

島根 太郎

受取人

母又は父

・

児童

養育費として受け取った額(令和6年分)

1月	円	7月	10,000 円
2月	円	8月	10,000 円
3月	円	9月	30,000 円
4月	円	10月	10,000 円
5月	10,000 円	11月	10,000 円
6月	10,000 円	12月	10,000 円
小計		100,000 円	
合計		母又は父	0 円
		児童	100,000 円

上記のとおり相違ありません。

令和7年8月1日

氏名 益田 花子